



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020 年 4 月 22 日

LT 会報第 20-10 号 (総第 204 号)

LT グループ

企業を狙う「悪徳商法」への対応ポイント

中国でビジネスを展開する中、次のようなことに遭遇されたご経験はないでしょうか？

ある日突然、知らない会社から、「貴社の会社名が他社で商標登録された、早急対応しないと、権利が取られる」とか、「オンライン製品の認証期限が近づいてまいりました。該当製品が削除され、御不便をおかけすることのないよう、事前にお知らせいたしております。」など、営業目的で企業に仕掛けてきます。

近頃、会員企業様から立て続けに「悪徳商法」に関するご相談がありました。このような悪徳商法の詐欺的手段に騙されることがないように、皆様と情報を共有させていただきます。コンプライアンス経営の一助となれば幸いです。

(事例 1)

2019 年 5 月、中国現法 A 社に中国の S 社からの電話と弁護士書簡が送りつけられた。「未許可の工業ソフトを使用しているため、直ちに S 社と面談して同件について話し合いをし、権利侵害を止めなければ、裁判に訴える」と主張するものであった。弁護士書簡には中国でかつて実際に起きた訴訟案件についての資料が添付されていた。

A 社は社内でも調査をしたがそのような事実は発見されなかったものの、S 社は日本本社の社長に電話やメール、弁護士書簡を送付するなどして、大騒ぎになった。

(事例 2)

2020 年 4 月、中国法人 B 社は中国の D 社から電話と弁護士書簡を受け取った。「D 社のソフトを無断で使用していることが発覚したので、直ちに代金を支払うように、さもなければ…」と主張するものであった。実際に調査をしてそのような事実は全くなかったにも関わらず、相手はなかなか要求を止めず、会社へ乗り込んで調査すると主張。B 社が相手をしなくなっても、「権利侵害の事実をはっきりさせる」と言い募った。

上記ケースを調査した結果、これら悪徳企業はこうした手段で企業にアプローチしているだけで、真の狙いは商品の販売ということが判明しました。欧米でも類似の事件が発生しており、



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

“Threatening Software Compliance Calls”と呼ばれています。その手法としては、まず未許可でソフトを使用している、または海賊版ソフトを使用していることを理由に連絡を取り、その後「弁護士書簡」を送りつける。しかし、その次は「訴訟を起こして権利を守る」ことではなく、様々な理由をつけて、企業と面談し、交渉しようとする。一旦面談に応じると、脅しや騙しのテクニックを駆使して、ソフトを買わせようとする。表面的には「合法的な利用」のようにみえるが、実際にはそれらは全く不必要なソフトであり、権利侵害とは関係ない無用のソフトである。また、一回でも購入したら、そのリスクはずっと続き、契約期間満了につき継続を強要したり、同じような手段で別のソフトを販売したりするというものです。

万一、上記のような電話や弁護士書簡を受け取った場合、次の要点に注意して対応し、くれぐれも冷静にご対処下さい。ポイントは以下の通りです。

1. 電話やメール、弁護士書簡を受け取っても、「そのようなソフトは使用していない。」と突っぱねる。
2. 類似のソフトをインストール或いは使用したことがないか、社内で調査確認する。但し、結果に関わらず、こちらからは相手に連絡をしない。
3. 仮に、確認結果が「未許可でソフトをインストールしていた」場合には、直ちに削除し、会社の法務部門や顧問弁護士の支援を求める、決して相手と直接交渉しないようにする。一方「まったく使用していない」ことが明らかな場合、相手が再び何か言っても「使っていない」とだけ伝え、「証拠があれば訴訟に応ず」との態度で臨む。それでもなお引きさがらない場合、「警察に通報する」と伝え、弁護士書簡で相手に警告する。
4. 社内に担当の窓口を設け、一括対応し、担当者ごとに対応して相手の誘導に乗せられることがないようにする。担当者以外の社員がこのような電話やメールを受け取った場合は、できる限り回答しないか、「知らない」と回答する。

会員各社の皆様が万一このような状況に遭遇されましたら、迷わず LT 会員担当に御連絡下さい。迅速にサポートさせていただきます。

以上